

ふるさと住民登録制度プラットフォームに係る共通化推進方針

令和8年6月8日決定

総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「ふるさと住民登録システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

ふるさと住民登録システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

- ふるさと住民登録制度は、関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげることを目的として創設することとしており、多くの国民と地方公共団体が本制度を活用することができるよう、国として共通のプラットフォームとなるシステムを構築することとしている。
- 本制度では、「ベーシック登録」と「プレミアム登録」という登録区分を設けることとしている。ベーシック登録については、誰でも関心がある地方公共団体を登録できるものであり、地方公共団体が、「ベーシック登録証」を発行し、当該登録者の関心に応じた地域の様々な情報を発信することができる。プレミアム登録については、地域での担い手活動等によって一定の貢献を行った場合に登録できるものであり、地方公共団体が、「プレミアム登録証」を発行し、官民から活動をサポートする施策を提供することができる。
地方公共団体や国は、本制度を通じて、関係人口の規模や地域との関係性などの分析を行い、関係人口の実態把握につなげ、関係人口の創出・拡大に向けた効果的な施策の企画・立案・実行を図る。
- 本システムがない場合は、上記のような業務に対応するため、各地方公共団体によっては、個別システムやアプリの構築に加え、紙による登録申請の処理や関係人口の動態の分析を行う等のアナログ的対

応を行わざるを得ないことが想定され、大きな財政・事務負担となる可能性がある。

また、国にあっても、関係人口の実態把握のため、全地方公共団体に対し、定期的に調査を行う必要が発生し、当該調査の実施に当たっては、各地方公共団体における個別の制度運用を全体的に包含することができるよう調査内容を設計するとともに、その回答の集計作業や分析に相当程度の時間を要し、大きな事務負担につながるおそれがある。

さらに、国民にとっても、各地方公共団体が独自の手法で制度を運用することで、地方公共団体ごとに異なる方法での登録申請や関係人口であることの証明等を行わざるを得ず、制度への参加が煩雑になるとともに、官民からのサポートを円滑に受けることができないことが想定されるなど、本制度の利便性が低下するおそれがある。

(イ) システムの導入状況

- ふるさと住民登録制度については、現在、国において、創設に向け、本システムの構築も含めた制度設計を進めているところであり、各地方公共団体においては、本制度に直接的に対応したシステムは構築されておらず、また、これまでの関係人口施策について、一定のシステムを構築し運用している事例も限定的である。
- 一方で、関係人口の創出・拡大のため、地方公共団体において、エクセル等の簡易な手法に加え、WEB フォームやアプリ等をインターフェースとしたシステムにより業務を遂行している場合も見受けられる。
- こうした地方公共団体における既存の取組も緩やかに包含することができるよう、ふるさと住民登録制度モデル事業（以下「モデル事業」という。）の中で、ふるさと住民登録システムとの連携の在り方について検討を進める。

イ. 共通化後の姿（共通化パターン等）

- ふるさと住民登録制度の制度運用のために必要なものであり、地方公共団体にとって共通の業務であることに加え、人口減少等を背景とした地域の担い手不足の解消・地域の活性化が急務であることに鑑み、国の共通のシステムを既存のプラットフォーム等も必要に応じ活用しながら、また、民間サービスとも連携しつつ、地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できるものと考えられる。

- このため、総務省において、ふるさと住民登録システムをガバメントクラウド上に構築し、利用を希望する地方公共団体が、総務省が定めた利用規約に同意の上、本プラットフォームを利用する形式とする（共通化パターンA）。
- なお、地方公共団体による早期の利用開始を図り、参加団体数を拡大することで、関係人口の創出・拡大の取組促進や関係人口の可視化、共通化による業務効率化といった本システム構築による効果を早期に最大化するため、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととする。

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性

- 全国の地方公共団体のイベントや担い手募集情報等の各種情報を、アプリ（ふるさと住民アプリ）1つで受け取ることができる。具体的には、ベーシック登録を行えば、登録先の地方公共団体から自身の関心に応じた情報を受け取ることができる。
- また、ふるさと住民アプリでは、自身の地域での担い手活動を簡単に記録していくことができ、一定の要件を満たすと、プレミアム登録となり、地域で活動を行うための官民からの様々なサポートを受けることができる。
- さらに、ベーシック登録、プレミアム登録それぞれに対応した登録証が発行され、スマホアプリで当該登録証を表示することで、自身が当該地方公共団体における関係人口であることを簡単に証明することができる。特にプレミアム登録後に官民からサポートを受ける際には、有効に活用することができる。
- 詳細については「ふるさと住民登録制度」ガイドライン (https://www.soumu.go.jp/main_content/001064201.pdf) に記載のとおり。

(イ) 行政の効率化

- 各地方公共団体においては、本システムを利用することで、独自のシステムやアプリの構築、紙による登録申請の処理・関係人口の動態の分析を行う等のアナログ的対応といった財政的・事務的負担を軽減することができる。また、国においても、全国の関係人口の実態の把握に当たり、調査業務に係る事務的負担を大幅に軽減する

ことができる。

- こうした財政的・事務的負担が軽減された分、各地方公共団体は、地域課題・担い手ニーズの把握、関係人口と関わりを深めるための地域住民・関係人口同士での交流イベントの開催、効果的なサポート施策の検討等に重点的に取り組むことができ、更なる関係人口の創出・拡大につなげることができる。
- また、国においても、関係人口の実態把握のため実施する調査に係る事務的負担が軽減された分、各地方公共団体における関係人口の傾向に応じ、取組の主体となる地方公共団体への支援策に係る検討等を効果的に実施することができる。

イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

- ふるさと住民登録制度については、現在、国において、創設に向け、本システムの構築も含めた制度設計を進めているところであり、各地方公共団体においては、本制度に直接的に対応したシステムは構築されておらず、また、これまでの関係人口施策について、一定のシステムを構築し運用している事例も限定的であることから大幅な調整コストは発生しないものと考えられる。
- 一方で、本制度は新たな関係人口の創出・拡大に向けた取組となることから、制度設計に当たっては、実際に活用することとなる地方公共団体の意見を丁寧に取り入れていくこととしている。

ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

- トータルコストの最小化については2(1)イにも記載しているが、「地方創生の基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、今後10年後(2034年度)に目指す姿として関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出する旨盛り込まれていることやモデル事業の進捗等も踏まえながら、今後、検討。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

- 本システムを構築することによる効果を最大化するためには、リリース後、早期の段階からより多くの地方公共団体において、本システムが利用される必要がある。
- 早期の利用拡大を進めていく上では、本システムを利用することで、各地方公共団体において独自のシステム等の構築やアナログ的対応といっ

